○国土交通省告示第八百三十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

名　称	空　域
（略）	（略）
（削除）	（削除）

改正前

名　称	空　域
（略）	（略）
宮崎進入管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度4,550m以下のもの イ　宮崎ＶＯＲ（Ｎ31°53′Ｅ131°26′）を中心とする半径90kmの円内の区域のうち清水ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ32°45′Ｅ133°00′）とＮ32°37′52″Ｅ131°35′10″の地点とを通る直線の南側にあり、Ｎ33°13′13″Ｅ131°42′12″の地点と鹿児島ＶＯＲＴＡＣとを結ぶ直線から７kmの距離にある当該直線の東側平行線の東側にあり、Ｎ32°07′40″Ｅ130°53′51″の地点と国分ＶＯＲ（Ｎ31°39′Ｅ130°51′）とを結ぶ直線から９kmの距離にある当該直線の東側の平行線の東側にあり、かつ、Ｎ32°07′40″Ｅ130°53′51″の地点と宮崎ＶＯＲとを結ぶ直線から９kmの距離にある当該直線の南側の平行線の北側にあるもの（Ｎ33°13′13″Ｅ131°42′12″の地点と鹿児島ＶＯＲＴＡＣとを結ぶ直線から７kmの距離にある当該直線の東側の平行線、鹿児島ＶＯＲＴＡＣから真方位36°51′の方向へのびる直線及びＮ33°13′13″Ｅ131°42′12″の地点から真方位206°51′の方向へのびる直線により囲まれる区域を除く。） ロ　宮崎ＶＯＲを中心とする半径90kmの円内の区域のうち宮崎ＶＯＲとＮ31°28′51″Ｅ131°28′54″の地点とを結ぶ直線から９kmの距離にある当該直線の東側の平行線の東側にあり、かつ、Ｎ32°07′40″Ｅ130°53′51″の地点と宮崎ＶＯＲとを結ぶ直線から９kmの距離にある当該直線の南側の平行線の南側にあるもの ハ　Ｎ32°07′40″Ｅ130°53′51″の地点と国分ＶＯＲとを結ぶ直線から16kmの距離にある当該直線の東側の平行線、Ｎ32°07′40″Ｅ130°53′51″の地点と宮崎ＶＯＲとを結ぶ直線から20kmの距離にある当該直線の南側の平行線、宮崎ＶＯＲとＮ31°28′51″Ｅ131°28′54″の地点とを結ぶ直線から９kmの距離にある当該直線の東側の平行線及びＮ32°07′40″Ｅ130°53′51″の地点と宮崎ＶＯＲとを結ぶ直線から９kmの距離にある当該直線の南側の平行線により囲まれる区域